

川路地区計画居住地区申しあわせ事項

はじめに

私たちの住む居住地区は、緑豊かな自然環境に囲まれ、住む人々と商業・工業が混在した安らぎとうるおいのある快適な生活環境に整えていきます。

そのために、「申しあわせ事項」をつくり、お互いの理解と協力により理想のまちづくりを進めていきます。

1. コミュニティ道路の通行についての考え方

歩行者・自転車専用道路として設置した趣旨を理解したうえで、車両通行道路としての利用はできる限り控える。

居住用又は店舗等を利用する車両などについては、原則として主要な出入口を10m区画道路側若しくは28m幹線道路側に設置するものとする。但し、やむを得ず、コミュニティ道路を利用する場合は、設置に当たっての趣旨を理解し計画・使用する。

2. コミュニティ道路境界から1m民地側の緑地帯の取扱い

コミュニティ道路からの圧迫感の解消と統一した景観を目的として、整備当初から隣接する地権者全員のご理解とご協力により芝緑地帯を設けて整備を進める方針で意思統一を行い整備している。

(1) 緑地帯への植樹

芝又は花壇の花壇とは、前面道路面から高さ60cm以内の低木（花が咲かない樹木含む）も花壇の一部として考える。

(2) 芝の取扱い及び車両用間口

現在の芝緑地については、やむを得ず、コミュニティ道路側に間口を設置する場合は、2.5m未満で一口最大5mまでとし、2.5m以上で二口まで芝を撤去し構造物等を設置することができる。

(3) フェンス等の設置

原則として緑地内への設置は行わない。但し、地区計画が施行される日において、区画道路間の距離が20mに満たない画地についてはこの限りではない。

3. 建築物及び屋外広告物の色彩

色彩の彩度の基準		建築物	広告物		
			看板面		支柱
			自己用 (表示面積 20㎡未満)		
彩度の 限度	ベースとなる色彩	5	5	8	5
	外壁のアクセントとなる色彩	7	—	—	—
	文字等の色彩	—	8	8	—
有彩色の色数の限度		—	3色	2色	1色

※彩度の限度の数値は、マンセル値を表します。

4. 建築物の敷地に関する制限

盛土する場合、敷地の高さはコミュニティ道路面より30cm以内とする。

申し合わせ事項確認年月日
平成 18 年 12 月 1 日